

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助 事業 者等	補助率 又は補助金額			計 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告			
					対象施設		本 土				離 島	報告時点	報告期限	
漁港漁場整備課	1 水産物供給基盤機能保全事業	水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）第2－1－（2）に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	漁港施設	外郭・水域施設	100分の50以内 （国庫補助100分の50を含む）	100分の80以内 （国庫補助100分の80を含む）	（1）事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 費目（本工事にあっては、工種）の新設又は、廃止によるもの ロ 工事費の費目（本工事にあっては工種）ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の100分の30に相当する金額（当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあっては、400万円）又は2,000万円のいずれかを超えるもの （2）事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 手戻工事に伴うもの ロ 施行位置又は計画法線を変更するもの ハ 標準構造を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの ニ 実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの （3）事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 6月30日 9月30日 12月31日	[中間報告] 7月20日 10月20日 1月20日	
								係留施設				100分の60以内 （国庫補助100分の60を含む）	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
								輸送施設 （道路及び橋に限る）又は公共施設用地（護岸・人工地盤及び用地舗装に限る）				100分の55以内 （国庫補助100分の55を含む）		
					漁場施設	増殖場 養殖場	100分の50以上 （国庫補助100分の50を含む）	同 左						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
					対象施設	本土	離島				報告時点	報告期限	
漁港漁場整備課	2 水産生産 基盤整備事業	水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）第2－2－（2）に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	漁港施設	外郭・水域施設	100分の50以内 （国庫補助100分の50を含む）	100分の80以内 （国庫補助100分の80を含む）	（1）事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 費目（本工事にあつては、工種）の新設又は、廃止によるもの ロ 工事費の費目（本工事にあつては工種）ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の100分の30に相当する金額（当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあつては、400万円）又は2,000万円のいずれかを超えるもの （2）事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 手戻工事に伴うもの ロ 施行位置又は計画法線を変更するもの ハ 標準構造を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの ニ 実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの （3）事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 6月30日 9月30日 12月31日	[中間報告] 7月20日 10月20日 1月20日
						係留施設	100分の60以内 （国庫補助100分の60を含む）	[実績報告] 事業完了時				[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日	
						輸送施設 又は公共施設用地	100分の55以内 （国庫補助100分の55を含む）						
					漁場施設	魚礁施設・養殖場 （特定以外の事業）	60分の50以上 （国庫補助60分の30を含む）						同 左
						増殖場 （特定以外の事業）	100分の60以上 （国庫補助100分の50を含む）						同 左
						保全 （公害防止・環境保全）	100分の50以上 （国庫補助100分の50を含む）	同 左					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					対象施設	本土	離島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	3 漁村再生 交付金事業	農山漁村地域整備交付金交付要領（平成 22 年 4 月 1 日 21 水港第 2724 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	市町	－	100 分の 50 以内 (国庫補助 100 分の 50 を含む)	100 分の 60 以内 (国庫補助 100 分の 60 を含む)	事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 12 月 31 日 [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 1 月 20 日 [実績報告] 事業完了の日から 20 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定 前着手承認の適用 除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					対象施設	本土	離島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	4 漁港漁場施設災害関連事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）第 3 条の規定に基づき、国がその事業費の一部を負担する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担施行令（昭和 26 年政令第 107 号）第 1 条第 9 号の、漁港又は漁港区域内における同条第 2 号の海岸の災害復旧事業に関連する事業であって、農林水産大臣が認めた事業、又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）第 3 条の規定に基づく災害関連事業であって、農林水産大臣が認めた事業、又は水産関係施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（平成 7 年 2 月 24 日付け 7 水港第 567 号農林水産事務次官依命通知）第 2 条から第 4 条の規定に基づく事業、又はこの他、特に農林水産大臣が認めた漁港関係災害関連事業	交付決定の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	市町	－	別に国が定める率（国庫補助のみ）	同 左	漁港関係公共土木施設災害復旧事業事務要領（昭和 40 年水港第 4176 号）第 9 条第 2 項（５）に該当するもの 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和 25 年 8 月 9 日農林省令第 94 号）第 2 条の規定に該当するもの	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から 20 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	5 水産基盤整備交付金事業	水産基盤整備交付金事業実施要領に規定する事業の実施に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 沿海市町 【事業主体】 沿海市町 漁業協同組合（内水面漁業協同組合を除く）	定額	1 事業内容の主要な部分の変更 2 補助金の額の増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					対象施設	本土	離島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	6 漁港機能増進事業	漁港機能増進事業実施要領（平成 29 年 3 月 31 日 28 水港第 3288 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	市町	漁港施設	100 分の 50 以内 (国庫補助 100 分の 50 を含む)	100 分の 80 以内 (国庫補助 100 分の 80 を含む)	(1)事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 費目（本工事にあっては、工種）の新設又は、廃止によるもの ロ 工事費の費目（本工事にあっては工種）ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の 100 分の 30 に相当する金額（当該経費の額の 100 分の 30 に相当する金額が 400 万円以下の場合にあっては、400 万円）又は 2,000 万円のいずれかを超えるもの (2)事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 手戻工事に伴うもの ロ 施行位置又は計画法線を変更するもの ハ 標準構造を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの ニ 実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの (3)事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 6 月 30 日 9 月 30 日 12 月 31 日	[中間報告] 7 月 20 日 10 月 20 日 1 月 20 日
					係留施設		100 分の 60 以内 (国庫補助 100 分の 60 を含む)				[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から 20 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日
					輸送施設又は公共施設用地		100 分の 55 以内 (国庫補助 100 分の 55 を含む)					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
					対象事業	本土	離島				報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	7 水産基盤整備調査事業	水産基盤整備調査事業補助金 交付要綱(平成 13 年 4 月 13 日 12 水港第 4494 号農林水産事務 次官依命通知) 第 2 に規定する 事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業 完了の日又は 3 月 31 日 まで	市町	水産基盤整備調査事業	100 分の 50 以内 (国庫補助 100 分 の 50 を含む)	同 左	(1)事業の経費の配分の変更で次に掲 げるもののいずれかに該当するもの イ 費目(自然条件調査費、社会条件調 査費、経済条件調査費、環境影響評 価調査費、計画設調査費等)の新設 又は廃止によるもの ロ 費目ごとに経費の額の増加を伴う もので、その増加額が当該経費の額 の 100 分の 20 を超えるもの (2)事業の経費の配分の変更及び事業 内容の変更により、事業費又は補助金 の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 6 月 30 日 9 月 30 日 12 月 31 日 [実績報告] 事業完了時	[中間報告] 7 月 20 日 10 月 20 日 1 月 20 日 [実績報告] 事業完了の 日から 20 日 を経過した 日又は 3 月 31 日のいづ れか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等	補助率 又は補助金額			計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告			
					対象事業	本土	離島				報告時点	報告期限		
漁港漁場整備課	8 漁港施設 機能強化事業	水産物供給基盤整備事業等実施要領（平成13年3月30日12水港第4457号農林水産事務次官依命通知）第2－1－（2）に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町	漁港施設	外郭・水域施設	100分の50以内 （国庫補助100分の50を含む）	100分の80以内 （国庫補助100分の80を含む）	（1）事業の経費の配分の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 費目（本工事にあっては、工種）の新設又は、廃止によるもの ロ 工事費の費目（本工事にあっては工種）ごとの経費の額の増加を伴うものでその増加額が当該経費の額の100分の30に相当する金額（当該経費の額の100分の30に相当する金額が400万円以下の場合にあっては、400万円）又は2,000万円のいずれかを超えるもの （2）事業内容の変更で次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 手戻工事に伴うもの ロ 施行位置又は計画法線を変更するもの ハ 標準構造を変更するもので、かつ基本設計条件又は基本型式の変更に伴うもの ニ 実施工法を変更するもので、かつ、その変更により工種ごとに当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が減少するもの （3）事業の経費の配分の変更及び事業内容の変更により、事業費又は補助金の額が変更となるもの	無	否	[中間報告] 6月30日 9月30日 12月31日	[中間報告] 7月20日 10月20日 1月20日	
						係留施設		100分の60以内 （国庫補助100分の60を含む）					[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
						輸送施設 又は公共施設用地		100分の55以内 （国庫補助100分の55を含む）						

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助 事業 者等	補助率 又は補助金額			計 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計 画承認 申請の 要否	事業遂行状況報告 及び実績報告		
					対象事業		本 土				離 島	報告時点	報告期限
漁港漁場整備課	9 港整備交付金事業	地方創生港整備推進交付金交付要綱（令和３年４月１日付け２水港第 2703 号農林水産事務次官、国港総第 730 号国土交通事務次官依命通知）第２－１に規定する事業の実施に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は３月 31 日まで	市町	漁港施設	外郭・水域施設	100 分の 50 以内 （国庫補助 100 分の 50 を含む）	100分の80以内 （国庫補助 100 分の 80 を含む）	（１）補助事業等の内容の変更で、次に掲げるいずれかに該当しないもの イ 事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更 ロ 交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更	無	否	[中間報告] 6 月 30 日 9 月 30 日 12 月 31 日	[中間報告] 7 月 20 日 10 月 20 日 1 月 20 日
						係留施設		100 分の 60 以内 （国庫補助100分の60を含む）				[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から 20 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日
						輸送施設 又は公共施設用地		100分の55以内 （国庫補助100分の55を含む）					